<別紙１-1>重要説明事項

青洲会病院訪問看護のご案内

（令和７年１月１日現在）

１．事業の概要

（１） 事業所の名称等

・施 設 名　　青洲会病院　　介護保険指定番号　　長崎県4260790037号

・所 在 地　　長崎県平戸市田平町山内免612-4

・電話番号　　0950-57-2155（代表）・ファックス0950-57-2096

・担当者名　　浦上　恵子（緊急時専用携帯電話）090-8295-3728

（２） 訪問看護の目的と運営方針

事業者は介護保険法等の関係法令及びこの契約書に従い、利用者に対し可能な限り居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるようサービスを提供します。

〔訪問看護の運営方針〕

・事業所の看護師等は要介護状態等となった利用者の心身の特性を踏まえて、その能力に応じて可能な限り在宅で自立した日常生活を営むことができるように、健康の維持・管理に必要な訪問看護、相談等の援助を行ないます。

・本事業の運営にあたっては、関係市町村、医療機関、指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等の関係機関との連携の充実に努めます。

（３） 施設の職員体制

職　種	常　勤	業 務 内 容
看護師	３名	主治医の指示に基づいて、看護師等が家庭を訪問し、病状の観察・管理、清拭、褥瘡の管理、カテーテル等の管理、リハビリテーションあるいは家族への療養上の指導、ターミナルケア等のサービス提供を行なう。

２．サービス内容

事業者は、次のサービスの中から指定の時間帯に応じて選択されたサービスを提供します。

【サービス内容区分】

・ 体温、血圧、脈拍等の測定・状態によって入浴、清拭、洗髪等・胃ろう、膀胱ろうの管理・排尿、排便に関する援助及び指導・床ずれ予防及び処置・終末期の看護・簡単なリハビリや運動・人工呼吸器の管理・健康相談、介護相談

<別紙１-2>重要説明事項

３．サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項にご留意ください。

・ 看護師等に対する贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮させていただきます。

４・キャンセル

（１） 利用者がサービスの利用を中止する場合には、速やかに前記の責任者までご連絡ください。

（２） 利用者の都合でサービスを中止する場合には、できるだけ利用の前日までにご連絡ください。但し、利用者の容態の急変など緊急やむを得ない事情がある場合は当日でも構いません。

５．苦情や要望がある場合は、契約書の第9条に従い、下記の担当者が対応いたします。

ア．事業所全般の内容や事務手続きに関するもの・・・事務長

イ．訪問看護の内容に関するもの・・・・・・・・・・担当者

ウ．その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・担当者

※ 皆様からのご意見については、当事業所内で検討し、ご回答いたします。

６．その他

当事業所についての詳細は、担当者にお尋ねください。

＜別紙2＞重要説明事項

訪問看護サービスについて

１．介護保険証の確認

ご利用のお申込みにあたり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

２．利用料金（介護保険法に基づく利用者一部負担金）

（１）利用料

＊ 介護保険からの給付サービスを利用する場合は、自己負担額は原則として基本料金の１割（カッコ内）です。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は、全額自己負担となります。

【料金表−基本料金】

	20分未満	30分未満	1時間未満	1時間30分未満
	訪問看護Ⅱ１	訪問看護Ⅱ２	訪問看護Ⅱ３	訪問看護Ⅱ４
訪問看護（通常時間帯）	2,560円（256円）	3,820円（382円）	5,530円（553円）	8,140円（814円）
訪問看護（早朝・夜間）	3,200円（320円）	4,780円（478円）	6,910円（691円）	10,180円（1,018円）
訪問看護（深夜）	3,840円（384円）	5,730円（573円）	8,300円（830円）	12,210円（1,221円）
＊緊急時訪問看護加算（Ⅱ）		3,150円（315円）一月に一回		
＊特別管理加算		Ⅰ 5,000円（500円））（留置カテーテル等留置中の方） Ⅱ 2,500円（250円）（酸素カニューラ等装着中の方） 一月に一回		
＊サービス提供体制強化加算 （Ⅱ）		30円（3円）一回につき		
＊2人以上の訪問看護を行う場合		30分未満 2，540円（254円）		
複数名訪問加算（Ⅰ）		30分以上 4，020円（402円）		
初回加算（Ⅰ）（Ⅱ）		新規に訪問看護計画を作成し、訪問看護を行った場合 加算（Ⅰ） 病院等から退院した日に行った場合 3，500円（350円）一月のみ一回 加算（Ⅱ） 病院等から退院した日の翌日以降に行った場合 3，000円（300円）一月のみ一回		
看護・介護職員連携強化加算		指定訪問介護事業所と連携し、介護員への喀痰吸引の指導等の特定行為業務を円滑に行う為の支援を行った場合。2，500円（250円）一月一回		

特別地域加算	別に厚生労働大臣が定める地域(※1)に所在する事業所が、サービス提供を行った場合、基本料金に15%加算

※1:①離島振興対策実施地域、②奄美群島、③振興山村、④小笠原諸島、⑤沖縄の離島、⑥豪雪地帯、特別豪雪地帯、辺地、過疎地域等であって、人口密度が希薄、交通が不便等の理由によりサービスの確保が著しく困難な地域

＊ ご契約いただいたご利用者が対象となります。

（２）利用料付随事項

＊　基本料金に対して、早朝（午前６時～午前８時）・夜間（午後６時～午後１０時）帯は２５％増し、深夜（午後１０時～午前６時）は５０％増しとなります。

＊　その他ご不明な点は、訪問看護担当看護師・受付へお尋ねください。

３．支払方法

・ 毎月 10 日前後に請求書をお渡しします。お支払い は青洲会病院窓口でお願いいたします。その後 領収書を発行いたします。